

台湾における憲法改正の進展と文化権の交錯

宮 畑 加 奈 子*

目 次

はじめに

1. 中華民国憲法と文化権
2. 憲法草案と文化権
3. 憲法改正と多元文化条項の導入
4. 多元文化条項と基本国策
 - 4.1 「国家発展の指針」としての基本国策
 - 4.2 基本国策の効力
 - 4.3 文化と基本国策
5. 多元文化と「文化基本権」
 - 5.1 文化の定義—文化の「複合性」, 「仲介性」および「有機性」
 - 5.2 包括的基本権による保障
6. 結論に代えて

は じ め に

かつて西欧諸国と同等の「文明国」標準を満たすことを目的として近代的な法制度の確立を目指した日本は、日本とは異なる法域として文化の多元性を温存しながら、台湾での植民地経営を行った。続く戦後の国民党施政下で、非常法制により立憲主義の原則が凍結される中、国民党の「中華文化」に代わる新たな国家目標として提唱されたのが、「多元文化」の思想であった。この現象はまた、かつて帝国主義勢力に対抗する手段として多民族性を束ねる概念として創出された「中華民族」¹⁾の概念が換骨奪胎される過程であり、台湾社会を構成する4つのエスニック・グループ（本省人、外省人、客家人、原住民族の「族群」）を念頭に、各々の歴史的・文化的特性を再考することで形成された概念に置換され、対外的・対内的な「中華」に対抗す

る手段を獲得する過程でもあった。この「多元文化」が盛り込まれた憲法中の基本国策条項は、中華民国憲法の「第三領域」とも称され、ワイマール憲法に影響を受けたとされる「教育文化」に関する条文が現存する箇所となっている。

また近年台湾では、多元文化の思想が広く社会に浸透する中、新たな人権概念としての「文化基本権」が、国立成功大学（台南市）の許育典教授により提唱されるようになってきている。一方で、1919年のワイマール憲法における文化概念は、その後のナチスドイツの台頭による文化統制政策にもつながる要素を含んでいるとして、過度に積極的な国家の関与には、「人間の精神活動の総体としての〈文化〉」（小林真理）の自由権的側面との整合性が問われ続けている。台湾における文化権論の動向は、文化政策学の分野で日本でも近年関心もたれている「文化権」概念の再構築に向けての一定の示唆を含むものと思われる。

本稿では、台湾の文化権概念を読み解くための準備作業として、現行憲法に規定される文化権に連なる論点の整理を行うことを目的とする。その際、分析の支線として着目したのは、ロナルド・イングルハートによる「文化的変化」の視点である。経済的発展、近代化、民主主義、教育、価値観（物質主義的価値観／脱物質主義的価値観、生存価値／自己表現価値等）といった要素をモチーフとして、相互の関係性による各国の「文化的変化」を読み解いた近著では、近代化による経済発展が生活を安定させ生存的欲求を満たすことで、自由や自立を希求する自己表現型の社会に移行し、その結果として市民

* 広島経済大学教養教育部教授

的・政治的自由や民主的制度に対する要求が高まることが指摘される。台湾については、同様に儒教国家圏に位置づけられる中国・韓国・香港・日本の中にあつて、民主主義レベルの変化が最も大きな地域であることが同書中で示されるが、一般にそのような大幅な変化は、文化と制度の大きなギャップが存在する地域において（例えば独裁国家で自由な自己表現が制限されている場合等）、民主主義制度の供給によりそれらのギャップが解消された場合にみられるとする。また変化に先立って長期にわたり経済発展、教育制度、社会福祉制度が普及していることが前提となり、それらの前提条件の普及が自己表現重視の価値観への変容を後押しし、民主主義レベルの変容をもたらすとも指摘している。中華民国憲法で示される「文化権」概念の変遷には、一党支配による権威主義的な政治体制の下、長らく抑圧されてきた自己表現への欲求が、「教育」や「文化」を介して民主化を促し、さらなる自己表現を要求する過程が示されている点で、上記理論との接点がみられよう。

以下では、上記のような推論に則して、中華民国憲法の草案段階で「教育」の概念に「文化」が付加され、続く民主化の過程で各々が帰属する「文化」への承認が希求されることで憲法の実質的な現行規定である「増修条文」の「多元文化」条項に結実し、新たな権利としての「文化基本権」の提唱につながる一連の過程につき、初歩的な考察を加えるものとする。

1. 中華民国憲法と文化権

台湾で施行された近代的な憲法典としては、その嚆矢として日本統治時期の大日本帝国憲法、続く1945年10月25日以降の中華民国訓政時期約法²⁾（中国大陸での成立は1931年）、そして現行の中華民国憲法がある。現行憲法は1946年12月25日に成立した後、1947年1月1日の公布を経て、同年12月25日に施行されており、人権保障

等の近代立憲主義の内容を一通り備えたものであった。

しかし、国民党が台湾に移転（1949年）する前年の1948年に「動員戡乱時期臨時條款（動員反乱鎮定期限臨時條款）〈1948-1991〉」により憲法条文の適用が一部凍結された結果、以後1987年まで戒厳体制が敷かれることになる。このため憲法典が当初備えていた先進性は発揮されることなく、90年代以降の非常法制の廃止及び憲法改正の実施まで様々な矛盾を抱えこむこととなった。その大きな矛盾の一つが「文化」の問題であり、中華民国憲法草案に当初からみられた「教育」の重視に追加される形で派生した「文化」の保護は、台湾社会との大きな亀裂を生む矛盾点を胚胎させながら具現化されていった。

2. 憲法草案と文化権

現行憲法の規定は、1934年の立法院第一次草案（12章178条）、1935年立法院第二次草案（8章150条）、1936年の立法院第三次草案（五五憲草、8章148条）³⁾等の草案を経て、1946年1月10日から開催された政治協商会議において合意された「憲法草案修改原則」による五五憲草の修正草案（政協憲草）が、同年11月28日に憲法制定国民会議に提出され12月25日に成立したものである⁴⁾。1936年の五五憲草「第七章 教育」の項目には「文化」への言及はみられないものの、「第六章 国民経済」「第七章 教育」の項目に関しては、第一次世界大戦以後のソ連憲法、スペイン憲法、ドイツ憲法を先行事例とし、統治の基盤を堅固にするために経済と立国の基礎としての教育の重要性が認識されていた⁵⁾。1946年の憲草修改原則には「基本国策」条項が含まれ、五五草案時の「教育」に「文化」を付加した「文化教育」を含む、「国防」「外交」「国民経済」の4項目が提示されていた⁶⁾。

この点について、政治協商会議秘書長、憲法

制定国民大会で副秘書長を含めた雷震は、ワイマール憲法第四章「教育および学校」および同第五章「経済生活」の構成と1922年の上海国会会議に提出された張君勳⁷⁾の立案した憲法草案第10条における「国民の教育および生計」との類似性を示唆し、張君勳の原案を基に作成された1946年政協憲草の「教育文化」の項とワイマール憲法第四章の精神的共通性をも指摘している。ドイツへの留学経験をもつ張君勳がドイツのワイマール憲法やドイツ型の社会主義から影響を受けたことは先行研究によっても指摘されている⁸⁾。雷震はまた、五五憲草と政協憲草⁹⁾の最も大きな違いとして、五五憲草には見られなかった国民の民主的精神と学術・思想の自由が新たに付加されたことを挙げる¹⁰⁾。1946年11月28日に国民大会に提出された憲法草案には、この草案の敲き台となった張君勳による草案の第131条および134条にみられる「民主精神」と「学術と思想の自由」の文言がかろうじて残されたものの、最終段階で「民主精神」は「自治精神」に置換えられ、「思想の自由」に関する文言は削除されている¹¹⁾。

また中国国家社会党（後の中国民主社会党）の創始者である張君勳の起草した原案には、その第十三章に「基本国策」が新たに設けられ、「国防および外交」「経済」「文化教育」の各節に分類されたが、政協憲草の最終法案の段階では各節の分類は略されている¹²⁾。この「基本国策」条項は、憲法成立時には6項目（「国防」「外交」「国民経済」「社会安全」「教育文化」「辺境地区」）に分類され、憲法中に盛り込まれたこれらの社会国家的な政策目標は、現行中華民国憲法の特長として受け継がれている。雷震の遺稿では、最終段階で基本国策に対して胡適、朱經農等204人による提案がなされ、現行憲法の157-167条の原型となり、政協草案には当初含まれていなかった教育・科学・文化予算の保障規定や義務教育の実施が新たに盛り込まれた

ことが指摘されている。実際に、「胡案」と表示された国民大会秘書處編の中華民国憲法修正案には、五五憲草137条の教育・科学・文化予算の保障規定が164条として復活している¹³⁾。草案の審議にあたっては、国家の政策指針である基本国策を憲法の条文に含めることの妥当性につき多くの国民大会代表から疑義が呈され、「基本国策」の文言を削除すべきであるとの意見がみられる一方で、教育の重要性に鑑み国家予算の強制的配分を求める意見は極めて多く¹⁴⁾、五五憲草第137条にすでに含まれていた国家予算における教育経費の保障は、教育・科学・文化予算の名目でその対象を拡張しながら1947年公布の憲法に引き継がれた。

最終段階で付加された文化の文言には、現代に連なる「中華民族」¹⁵⁾をめぐる言説や政治的単位としての「国家」と文化的単位としての「国民」の創出が深く関わっており、その後の台湾ナショナリズムへと換骨脱胎される素地を憲法中に埋め込む結果となった。

さらに少数民族については、「辺境地区」の名目で少数民族の保護に関する規定が追加され、多民族性の要素が基本国策条項に組み込まれたが、革命当初提唱された五族共和のスローガンに含まれていた漢・満・蒙・回・藏の五族のうち、蒙古と西藏については憲法中に国民大会代表と立法委員の席次が割当られたものの、（満族唯一の国民代表であった愛新覺羅溥儒から蒋介石宛に明文規定をおくよう陳情の文書が送達されたにもかかわらず）満族については明文規定されるまでには至らなかった¹⁶⁾。こうして国家の政策指針として盛り込まれた「教育」や「文化」は、「中華文化の発揚」や「党化教育」といったスローガンと実践を介して「一党専政」「思想統制」へと次第に変容していった¹⁷⁾。

3. 憲法改正と多元文化条項の導入

中国全土を支配区域とする前提での憲法の規

定は、万年国会や地方自治制度等の矛盾点を次第に深刻化させ、国民党に対する反政治勢力が急拡大していった。1986年には現在の与党民主進歩党が結成され、国際的圧力等の要因も影響して、翌1987年には、戒厳令が解除され、それまで制限されていた人権保障規定の回復を可能とした。さらに1990年の大法官解釈により、万年国会の改革等の民主的正当性の充足化に向けた動きが開始されることになる¹⁸⁾。

1991年以降、中華民国憲法はすでに7回の改正を経ているが、一連の過程には、立法機関の調整（国民大会の廃止）・執政府と議会の均衡点の修正（議会内閣制から半大統領制への移行）、選挙制度改革（総統の直接選挙、比例代表制の導入）、国民投票制度の導入、地方自治機能の整理（省の凍結）等、コンセンサス型民主主義の要素が多数組み込まれた点が特徴的である。コンセンサス型民主主義とは、分断社会の政治的安定のため必要とされる従来の多極共存型の政治体制モデルに代わり提示された、分断社会のみならずより一般化した枠組みとして構築された統治への参加や政策に対する意見の一致を目指す包括的、交渉的、妥協的なモデルである¹⁹⁾。憲政改革による民主主義の制度的進展は、イングルハートのいう「自己表現欲求」の高まりをもたらし、第四次改正による多元文化条項の導入によって、それまで国民党政権の掲げてきた「中華文化の発揚」という文化的イデオロギーは大きな転換点を迎えることとなった。

実際に、多元文化の規定が採用された背景には、台湾社会を分断する社会的要因の一つとして1980年代に「省籍問題」が指摘され、「族群」（「エスニック・グループ」）の呼称が台湾社会の構成グループを示す用語として用いられるようになり、国民党政府の掲げる一元的な「中華文化」に対し、客家、原住民族、福佬人（本省人）の言語や文化に対する多元的価値への要求

が高まったことがある。1988年には、許世楷（コーサーカイ、元日本大使）氏が起草した「台湾共和国憲法草案」において、原住民族・客家人・本省人・外省人の四つの文化集団に分類され、1991年の「人民制憲会議」で採択された「台湾憲法草案」には「多元性の文化および多言語政策の保障」と「原住民族専門章」が規定された。さらに1992年の民進党の政策白書でも「族群多元」「多元性の融合」による台湾の「主体性」が認識されるようになり、1997年の憲法改正により多元文化条項が基本国策として規定されるに至った²⁰⁾。冒頭で述べたように、「中華民族」の概念がかつて西欧列強や日本に対抗する手段として創出されたように、一連の過程には、それまでの国家的中華文化至上主義に対外的（対中国）・対内的（対国民党）に抵抗する手段として、各族群の「文化」が固有のアイデンティティとして解釈された点や、権威主義体制崩壊後、族群の融和が提唱され、台湾社会の分断を回避するための新たなイデオロギーとして、憲法上の「多元文化」の肯定に結実していく過程が示されている。当時の動向はまた、主流である中華文化による一元的文化主義から、各族群の多様な文化を尊重し、族群相互の共存を指向する「多元文化」への転換点を示している。同時に、国民党優位の文化を主体として国内的求心力を高め共産党に対峙する姿勢を打ち出すための「中華民族」から、族群や歴史的背景をベースとした本省人・客家人・外省人・原住民族といった台湾仕様の文化的単位を創出し、それらを理念的に等置した「国民」を創出する過程が、一連の憲政改革の起点となったことにもなる。

4. 多元文化条項と基本国策

4.1 「国家発展の指針」としての基本国策

多元文化条項は、増修条文中の「基本国策」におかれているが、当初の「基本国策」が国家

社会主義的な思想の下に採用された点は、すでにみた通りである。一般に、基本権と統治機構に関する規定を主とする憲法にあって、現在の台湾の教科書では、これとは別に設けられた「第三種」の法規範として理解されているようである。これはまた「国家発展の指針」を示すものであり、一般にワイマール憲法第二篇「人民の基本権および義務」（109-165条）の体系・内容を参考にしたものと説明される。改正以前の基本国策は6項目であるが、計175条の憲法規定中、その5分の1を占める33条が充てられていることから、制定時の関心の高さがうかがえる。各項目は、特定の理念と規範を置くものであることから、各々の規定を「国防憲法」「外交憲法」「経済憲法」「社会憲法」「文化憲法」「少数民族憲法」と呼ぶ場合もある²¹⁾。

【資料1】ワイマール（ヴァイマル）憲法

第2篇 ドイツ人民の基本権および基本義務

第1章 個人

第2章 共同生活（119～134条）

第3章 宗教および宗教団体（135～141条）

第4章 教育および学校（142～150条）

142条 芸術、学問およびその教授は、自由である。国は、これに保護を与え、その奨励に関与する。

*条文は、秋野有紀『文化国家と「文化的生存配慮」』より引用。

第5章 経済生活（151～165条）

【資料2】ドイツ連邦共和国基本法（抜粋）

第一条（人間の尊厳、人権、基本権の拘束力）

(1) 人間の尊厳は不可侵である。これを尊重し、かつ、これを保護することは、すべての国家権力の義務である。（以下、略）

第二条（人格の自由、人身の自由）

(1) 何人も、他人の権利を侵害せず、かつ、憲法適合的秩序または道徳律に違反しない限りにおいて、自己の人格を自由に発展させる権利を有する。

(2) 何人も、生命への権利および身体を害されない権利を有する。人身の自由は、不可侵である。これらの権利は、ただ法律の根拠に基づいてのみ、これに介入することが許される。

*条文は、初宿正典『ドイツ連邦共和国』信山社（2018）より引用。

4.2 基本国策の効力

基本国策は国家発展の指針を示した、いわゆるプログラム規定であると解するのが通説ではあるが、実際には、基本国策条項の性質、意義、重要性、内容および派生する原則について、積極的に論じられることは極めて少ない。

また基本国策をプログラム規定と解する立場であっても、各項目についてはさらに見解が分かれる。基本国策を肯定的に捉える陳新民教授によれば、次のように説明される。

中華民国憲法のプログラム規定条項は、「制度的保障」の性質をもつ他の憲法条文により強化・補充されているものも多い。それらの条項の実施については、立法者の立法に頼らざるをえないが、制度的保障の内容が立法により侵害された場合は、違憲となる可能性がある。しかし、公法的な請求権が認められる基本国策条項は極めて少ない。

一方で、プログラム規定であることから、明確な規定や禁止条項等がある場合を除き、国家の公権力を直接拘束する効力はなく、単に立法機関に影響を与えるもので、個人の主観的権利に効力は及ばないとする否定的な意見もある²²⁾。

4.3 文化と基本国策

また肯定説においては、文化に関する「制度的保障」としては以下の条文が該当すると説明される。

第一五八条【教育文化の目的】

教育文化は、国民の民族精神、自治精神、国民道徳、健全な体格、科学及び生活智能を發展させるものとする。

第一六四条【教育文化経費の対予算比率及び保障】

教育、科学及び文化の経費は、中央にあっては、その予算総額の百分の十五、省にあっては、その予算総額の百分の二十五、市及び県にあっては、その予算総額の百分の三十五以下であってはならない。法により設置された教育文化基金及び産業は、これを保障しなければならない。

(訳者注：本条は、増補改正条文第十条第十項により失効。)

第一六六条【科学発明及び創造の保障並びに古蹟及び古物の保護】

国家は、科学の発明及び創造を奨励し、かつ、歴史、文化及び芸術に関する古蹟並びに古物を保護しなければならない。

これらの文化憲法の条文は、1997年の改正により次のように修正されている。

増修条文第十条

⑩教育、科学及び文化に関する歳出経費、特に国民教育の歳出経費については、優先して編成し、憲法第百六四条の規定による制限を受けない。

⑪国家は、多元文化を肯定し、かつ、原住民族の言語及び文化の發展を積極的に擁護するものとする。

* 中華民国憲法条文訳は蔡秀卿（立命館大

学）および宮畑加奈子（広島経済大学）の共訳による。

当初の条文（164条）では教育文化経費に充当する国の予算配分の比率を定めた点が注目されるが、改正後はこれらの歳出経費を「優先して編成」として、従前の強制的な予算比率の割当を削除している（増修条文第10条10項）。

また基本国策が参照したとされるワイマール憲法にも、文化に対する国家助成について第142条（資料1参照）のような規定があった。この第164条の具体的規定による影響からか、実際に、台湾の文化支出の国家予算に占める割合は、日本や欧米先進国と比べても極めて高い。単純な比較はできないが、2016年の国家予算18,957億元に対し、文化支出は307億元と、1.62%の割合となっており、2009年の日本の文化予算の国の一般会計に占める割合が0.12%、ドイツ（2007）が0.41%、フランス（2007）が0.95%であるのに比べても極めて高い数値となっている²³⁾。

なお、ワイマール憲法第142条の「芸術の自由」は、現在のドイツ基本法第5条第3項の条文に引き継がれたが、後にナチ時代の芸術への弾圧につながる「国家による保護と奨励」を規定した後文は削除されている。2007年には、基本権ではなく国家目標を規定する第二章20条bとして、「国は文化を保護し、振興する」という一文を新設する提案がなされたが、ドイツでは積極的な国の文化振興への介入を忌避する傾向が強く、実現しないまま現在に至っている²⁴⁾。

5. 多元文化と「文化基本権」

5.1 文化の定義—文化の「複合性」、 「仲介性」および「有機性」

近年、憲法の多元文化条項を根拠として、国立成功大学の許育典教授により、精力的に提唱

されているのが文化基本権である。許教授の「文化」「文化基本権」の定義は、次のようなものである。

まず、文化権の前提となる「文化」に関し、基本国策における「文化」の語義については、「複合性」（芸術、学術等、多重な要素の結合からなる）、「仲介性」（他の領域とつながる）、「有機性」（社会の変化に伴い変化する）等の特性により、文化の内容は、常に変容の可能性を帯びているとする²⁵⁾。

また制定当時の文化概念（第158条）と民主化後の文化概念（増修条文第10条11項）とは、その定義、範囲、内容において異なる理解がなされており、体系的にみれば、改正後の条文は第158条の内容を補充し、かつ文化の複合的概念を拡張する役割を担う条項となっている²⁶⁾。このように「有機的」かつ「複合的」なものとして、他領域との「仲介性」がもたらす文化概念の変容に対しては、「中立」かつ「寛容」であることが求められるとして、さらに「中立性」「寛容性」の原則が主張される²⁷⁾。

5.2 包括的基本権による保障

また明文規定はないものの、憲法規定により構築された自由・民主・法治の文化国という基礎の上に、「人類の精神活動領域の上位概念および集合名詞」である「教育」「学術」「芸術」「宗教」等の文化領域に対する保障を「文化基本権」とし、この文化基本権は、主観的権利（伝統的な防禦権的機能、自己決定、文化的自由の実践を享有する権利）と客観法の構築（主観的権利は、客観法の論証により実践される、文化基本権行使に向けた保障や経済支援は文化国家の職責である。）により形成されるべきことが主張される。

またこの新たな基本権としての文化基本権は、ドイツ基本法第1条1項の「人間の尊厳」および第2条1項の「自己の人格を自由に発展させ

る権利」に該当する、中華民国憲法第二章の掲げる個々の人権項目の包括的条項である、22条「自由及び権利の包括的保障の原則」（日本の幸福追求権に相当）により、「自己の人格の自由な発展」に関わる事項は、すべて憲法により保障されるとする。

すなわち、包括的基本権を根拠とし、（防禦権と文化の享受権を含む）主観的権利と客観的要素である法制度によって文化権を構築すべきであると主張される²⁸⁾。

6. 結論に代えて

以上述べたように、憲法草案段階において当初の「教育」に加え、1946年の政治協商会議において合意された「憲草修改原則」を介して採り込まれた「文化」の文言には、訓政期国民政府の「党化」を媒介とした一元的な文化概念が胚胎していた。権威主義的な体制下で機能した「党化」による文化政策に対しては、教育重視の政策や経済的発展を経て習熟した台湾社会において、まず自己の文化的帰属に対する承認が要求されるようになる。これらの承認要求は、文化と密接不可分な「国家」や「国民」としての側面に急速に波及した。またその後の中華民国憲法の改正過程において増修条文中に追加された「多元文化」条項は、従前の中華文化中心の文化概念を大きく広げる転換点となった。その際、民主化以前における、国家による多様な文化への制約（固有の言語使用の禁止²⁹⁾や歴史の歪曲等）や差別的待遇に抵抗する手段としての防禦権的側面をもつ文化公民権³⁰⁾から出発し、憲法典の増補修正と政治的民主化が同時進行する過程で基本国策上の「多元文化」条項に結実した。この多元文化の現代的な制度的保障と包括的基本権としての保障を根拠として、文化基本権が提唱されている点を確認した。

ワイマール憲法における「文化国家」の精神は、台湾の現行規定では「優先的な予算配分」

という文言を介して、改正後の台湾憲法の中に生き続けており、「中立性」「寛容性」による配慮を国家機関に浸透させながら、立法（文化資産保存法の市民参加規定等）・行政（積極的な文化政策等）・司法（文化資産指定に関する判決等）の各機関による文化基本権としての保障がひとまず機能している現状がある。特に文化への公的助成については、憲法上「容認される」ととどまるとする日本に比して、潤沢な予算配分による文化助成はまさに「垂涎的」であろう。このような積極的な国家の関与に対しては、ドイツや日本では忌避される傾向にあると指摘されるが、台湾では、憲法改正過程にもみられるような、コンセンサス型民主主義の仕掛けが随所にみられるようになったことにより、さらに制度的改善が促され、以前のような「公共利益」を盾にした強行な国家の関与については急速に改善されつつある。文化基本権の生成をめぐる解題については今後の研究課題とし、本稿ではその概略を示すにとどめる。

* 本研究は、科学研究費JP18K01403およびJP19H01407（共同研究）の助成を受けたものです。

注

- 1) 中村元哉『中国、香港、台湾におけるリベラリズムの系譜』有志舎（2018）15～17頁。
- 2) 訓政期の中国国家法秩序における最高位の法であることをその根拠とする。王泰升『台湾法律史概論』元照出版（2009、台北）133頁。
- 3) 五五憲草は、国民代表選出が困難となり翌1946年5月には「第一回国民大会の職権は憲法を制定する国民大会により決定する。」とした146条が削除され全147条に変更された（数位典藏號：015-020100-0001）。また1937年7月7日に発生した盧溝橋事件により、同年11月に予定されていた国民大会の開催は戦後まで延期された（数位典藏號：002-060100-00218-028）。
- 4) 政治協商会議の開催から制憲国民大会までの一連の経緯については、金子肇『現代中国の国会と憲政—議會専制の系譜』有志舎（2019）184頁以下を参照されたい。
- 5) 國史館「五五憲法草案的認識」（数位典藏號：015-020100-0005）中の「在中央文化運動委員會主辦『憲法講座』之講詞」に記載がある。ワイマール憲法には、第4章「教育および文化」および同第五章「経済生活」の項目が、また1931年のスペイン第二共和憲法第3編（スペイン人の権利及び義務）第2章（家族、経済及び文化）にも経済および文化・教育に関する規定がみられる。池田実〔邦訳〕スペイン1931年憲法『山梨大学教育人間科学部紀要』第6巻第2号（2004）。清朝末期における教育環境の変化は、1905年の科举制度廃止に象徴されるが、国権回復を目的としてその後導入された近代教育は、立憲運動や地方自治運動と密接な関係をもつに至り、特に民国期においては、主権者教育の養成が急務となった。以上、高田幸男『近代教育と社会変容』『シリーズ20世紀中国史2近代性の構造』東京大学出版会130頁以下。
- 6) 薛化元編、雷震著『中華民国制憲史—政治協商会議憲法草案—』自由思想學術基金会（2010）75頁以下を参照。
- 7) 1906年に早稲田大学政治経済科、1913年にドイツ・ベルリン大学に留学。中国国家社会党、中国民主同盟に参与、戦後は中国民主社会党主席を務める。ワイマール憲法、ソ連憲法を翻訳し、1922年には上海で開催された国会会議のために中華民法草案を起草した。以上薛化元編、雷震著『中華民国制憲史—制憲の歴史軌跡（1912-1945）—』自由思想學術基金会（2010）305頁（原書の出典は、陳玉堂『中国近現代人物名號大辞典』（杭州・浙江古籍出版社、1993）448頁）、薛化元（柳亮輔訳）「中華民国憲法の制定過程と政府の組織原理に対する再考察：張君勳」『近代中国研究彙報』（2009）61頁。
- 8) 張君勳は、自由主義と社会主義の調整を可能とするラスキの学説を好意的に受容し、儒家思想とリベラリズムの接合も試みたとされる。中村元哉『中国、香港、台湾におけるリベラリズムの系譜』有志舎（2018）73～94頁。また中華民国憲法の制定過程で張君勳の果たした役割については、薛化元（柳亮輔訳）「中華民国憲法の制定過程と政府の組織原理に対する再考察：張君勳」『近代中国研究彙報』（2009）59～78頁にも言及されている。
- 9) 中華民国憲法制定までの経緯と1946年11月28日に国民大会に提出された憲法草案については、斎藤道彦「制憲国民大会序論」『中央大学人文科学研究紀要』第91号（2018）37頁以下、金子肇『近代中国の国会と憲政—議會専制の系譜』有志舎（2019）184頁以下に詳しい。
- 10) 薛化元編、雷震著『中華民国制憲史—政治協商会議憲法草案—』自由思想學術基金会（2010）61頁以下を参照。
- 11) 現行憲法の特徴として、精神的自由権のうち、外面的精神活動の自由の基盤となる「表現の自由」（言論・講学・著作・出版の自由）の規定はみられるものの、個人の内的精神活動の自由（内心の自由）に関する明文規定がない点が指摘される。君塚正臣編『比較憲法』ミネルヴァ書房（2012）218頁。ただし、諸外国の憲法では、内心の自由

- は絶対的なものであり、「思想の自由」と「表現の自由」の密接不可分な関係性により、「表現の自由」の保障だけで十分であると考えられている。また「学問の自由」は明治憲法にはなく、諸外国の憲法にも規定をおくものは少ないとされる。芦部信喜『憲法』（第7版）2019年、154～179頁。
- 12) 「中国国民党中常会通過的五五憲草修正草案訂正稿」（数位典藏號：002-080101-00003-001）最終草案成立の直前に、憲法草案を審議する際の注意事項を指示した11月22日付の文書には、基本国策を多くの章に分類する必要はないが、条文を多少増やすことは可能であるとのみ記されている。基本国策のうち、軍は出身地や党派を超えて、国家に忠誠を尽くすこと、党派や個人が軍隊を政争の道具に利用してはならないことを規定した国防に関する部分は必ず維持すべき点として列挙されている。
- 13) 薛化元編、雷震著『中華民國制憲史—制憲國民大會—自由思想學術基金會（2011）180～182頁、『中華民國憲法草案』中国国民党台湾省党部（1946）。
- 14) 「國民大會代表對於中華民國憲法草案意見彙編」（数位典藏號：001-011002-00004-000）「國民大會代表對於中華民國憲法草案意見彙編」（数位典藏號：001-011002-00004-001）には國民大會代表による各種意見が残されている。
- 15) 中華民族については、孫文の興中会創設の際のスローガンである「驅除韃虜、恢復中華」にみられるように、満人から漢人への政権奪取を出発点とする国民党の理解と、長期の歴史的・文化的・血縁的交流関係に基づく政治的運命共同体という意味で「中華民族」概念を使用した共産党では異なっていたとされる。また国民党は中華民國の國民全体を「中華民族」とし、当初漢・満・蒙・回・藏の五族共和を目指したが、孫文は後にこれを否定するに至った。これに対して、共産党は、近代中国の各民族が自己同一化する所属シンボルとしての「中華民族」を扱ってきたとする。以上、黄興濤「近代中国ナショナリズムの感情・思想・運動」・村田雄二郎「中華民族論の系譜」飯島渉・久保亨・村田雄二郎編『シリーズ20世紀中国史1 中華世界と近代』東京大学出版会（2009）195頁・207頁以下。
- 16) 「溥儀呈蔣中正建議中華民國憲法草案增加満足之条文」（数位典藏號：002000000414A）。
- 17) 雷震の指摘によれば、同じ国家社会主義の信奉者であっても、張君勱は孫文とは異なり、ソ連型の「一党専攻」は「党化教育」や「思想統制」へとつながるとして、「一党専攻」を党是とする点には反対であったとされる。薛化元編、雷震著『中華民國制憲史—政治協商會議憲法草案—』362・363頁。
- 18) 蔡秀卿「台湾公法の歴史と現状」『アジア法研究』アジア法学会（2013）79～99頁。
- 19) アレンド・レイブハルト（柏谷祐子・菊池啓一訳）『民主主義対民主主義 多数決型とコンセンサス型の36カ国比較研究』勁草書房（原著第二版、2014）2～6、221～257頁。
- 20) 若林正丈『台湾の政治』東京大学出版会（2010）28頁以下。
- 21) 陳新民『憲法学叢論』（2015）975～979頁。
- 22) 許育典『公民文化権・文化法制與古蹟保存』元照出版（2017）70・71頁。
- 23) 根木昭『文化政策学入門』水曜社（2010）100～106頁。ただし、ドイツの文化予算については「州の文化高権利」と「補完性の原則」に基づく「文化連邦主義」の理念が背後にあるとする。秋野、前掲書、17頁以下、台湾の国家予算については行政院主計総處「歳出政事予算比較総表」（2017年度）<https://www.dgbas.gov.tw/ct.asp?xItem=40176&ctNode=6306&mp=1>を参照。
- 24) 秋野有紀『文化国家と「文化的生存配慮」ドイツにおける文化政策の理論的基盤とミュージアムの役割』美学出版（2019）81頁および35頁以下。
- 25) 許育典『公民文化権・文化法制與古蹟保存』55頁。
- 26) 許育典『公民文化権・文化法制與古蹟保存』57・58頁。
- 27) 許育典『公民文化権・文化法制與古蹟保存』元照出版（2017）74頁。
- 28) 許育典『文化基本権與多元文化國』10・11、62頁以下、『公民文化権・文化法制與古蹟保存』98頁。
- 29) 例えば、菅野敦志『台湾の言語と文字—国語・表現・文字改革』勁草書房（2012）では、台湾の複雑な言語環境の変遷が扱われている。
- 30) 「文化公民権」とは、「公民権」（市民権、citizenship）から派生した概念であり、従前の主管機関である文化建設委員会により提唱された。この「文化公民権」は、文化における不平等待遇への対抗のための権利であり、狭義の文化基本権における防禦権の側面（国家が侵害者の侵害行為を禁止しなければ、国家はその行為を許容し、被侵害者に受忍を命ずることになり、国家が被侵害者の基本権を侵害していることと同視できる）に匹敵する。これに対し、2012年に設置された文化部の提唱する「公民文化権」は文化資源享受の派生的請求権をその内容とする。したがって、現在の狭義の文化基本権としての公民文化権は、国家に対し文化活動への参加や現存する文化施設や文化資源の享受を求める請求権を有すると解することが妥当であるとする。許育典『公民文化権・文化法制與古蹟保存』元照出版（2017）95～98頁。

参 考 文 献

（日本語書籍・論文）

- 秋野有紀『文化国家と「文化的生存配慮」ドイツにおける文化政策の理論的基盤とミュージアムの役割』美学出版（2019）
- アレンド・レイブハルト（柏谷祐子・菊池啓一訳）『民主主義対民主主義 多数決型とコンセンサス型の36カ国比較研究』勁草書房（原著第二版、

- 2014)
飯島渉・久保亨・村田雄二郎編『シリーズ20世紀中国史 1 中華世界と近代』東京大学出版会(2009)
- 飯島渉・久保亨・村田雄二郎編『シリーズ20世紀中国史 2 近代性の構造』東京大学出版会(2009)
- 池田実「(邦訳) スペイン1931年憲法」『山梨大学教育人間科学部紀要』第6巻第2号(2004) 139~147頁
- 池田実「スペイン第二共和憲法(一九三一年)における議員内閣制の大統領の地位」『日本法学』73(1)(2007) 205~215頁
- 金子肇『現代中国の国会と憲政—議會専制の系譜』有志舎(2019)
- 小林真理「文化行政の理念としての〈文化権〉」『文化経済学会論文論集』第1号(1995) 107~112頁
- 小林真理編『文化政策の現在1』東京大学出版会(2018)
- 蔡秀卿「台湾公法の歴史と現状」『アジア法研究』アジア法学会(2013) 79~99頁
- 斎藤道彦「制憲国民大会序論」『中央大学人文科学研究所紀要』第91号(2018)
- 佐藤幸治『日本国憲法』成文堂(2011)
- 初宿正典『ドイツ連邦共和国』信山社(2018)
- 薛化元(柳亮輔訳)「中華民国憲法の制定過程と政府の組織原理に対する再考察:張君勳」『近代中国研究彙報』(2009) 59~78頁
- 菅野敦志『台湾の言語と文字—国語・表現・文字改革』勁草書房(2012)
- デイヴィッド・スロスビー(後藤和子・阪本崇訳)『文化政策の経済学』ミネルヴァ書房(2014)
- 中村元哉『中国, 香港, 台湾におけるリベラリズムの系譜』有志舎(2018)
- 根本昭『文化政策学入門』水曜社(2010)
- 樋口陽一『憲法入門』勁草書房(2017)
- 藤野一夫「日本の芸術文化政策と法整備の課題:文化権の生成をめぐる日独比較をふまえて」『国際文化学研究: 神戸大学国際文化学部紀要』(2002)
- 松元雅和「現代自由主義社会における寛容: 少数派文化権の是非をめぐる一考察」『法学研究』82巻8号(2009)
- ロナルド・イングルハート(山崎聖子訳)『文化的進化論』勁草書房(2019)
- 若林正文『台湾の政治』東京大学出版会(2010)(中国語書籍)
- 陳新民『憲法学釈論』(2015)
- 林明鏘「論基本国策—以環境基本国策为中心」李鴻禧教授六秩華誕祝賀論文集編輯委員會編『現代国家與憲法』月旦出版社(1997) 1465~1504頁
- 薛化元編, 雷震著『中華民国制憲史—制憲の歴史軌跡(1912-1945)—』自由思想學術基金会(2010)
- 薛化元編, 雷震著『中華民国制憲史—政治協商會議憲法草案—』自由思想學術基金会(2010)
- 薛化元編, 雷震著『中華民国制憲史—制憲國民大會—』自由思想學術基金会(2011)
- 王泰升『台湾日期時期的法律改革』(第2版) 聯經出版(2014)
- 王泰升/劉恆奴『以台湾为主体的法律史研究』元照出版(2007)
- 王德昭『孫中山 政治思想研究』商務印書館(香港, 2011)
- 許育典『人權, 民主與法治』元照出版(2013)
- 許育典『文化憲法與文化國』元照出版(2013)
- 許育典『文化基本權與多元文化國』元照出版(2014)
- 許育典『公民文化權・文化法制與古蹟保存』元照出版(2017)
- 許育典『多元文化下文創產業・娛樂產業與數位網路法制』元照出版(2017)
- 『中華民国憲法草案』中国国民党台湾省党部(1946)(電子資料)
- (台湾国史館檔案)
- 「五五憲法草案的認識」(數位典藏號: 015-020100-0005) 1932~1936
- 「中華民國憲法草案刪修一」(數位典藏號: 015-020100-0001) 1936~1937
- 「中華民國憲法草案說明書」(數位典藏號: 015-020100-0004) 1940~1945
- 「中華民國憲法草案」(數位典藏號: 001-011002-00002-011) 1936
- 「中華民國憲法草案」(數位典藏號: 001-011002-00002-017) 1937
- 「中華民國憲法草案」(數位典藏號: 001000000061A) 1933~1946
- 「國民大會代表對中華民國憲法草案意見彙編」(數位典藏號: 001-011002-00001-001)
- 「國民大會代表對於中華民國憲法草案意見彙編」(數位典藏號: 001-011002-00004-000)
- 「國民大會代表對於中華民國憲法草案意見彙編」(數位典藏號: 001-011002-00004-001)
- 「國民政府文官處函行政院關於國際婦女問題委員會葛琳柏呈為擬請將憲法關於婦女方面民法刑法及經濟上之確切報告手賜示俾得編入大會總報告一案奉諭交行政院函達查照」(數位典藏號: 001-011002-0002-007) 1934
- 「國民大會秘書處印 中華民國憲法草案代表提案意見摘要 第一審查會審查」(數位典藏號: 001-011002-00001-001)
- 「中國國民黨中常會通過的五五憲草修正草案訂正稿」(數位典藏號: 002-080101-00003-001)
- 「中央憲政(三)」(數位典藏號: 002-080101-00003-002) 1946
- 「國民大會第三次會議議事日程」(數位典藏號: 015-030500-0019) 1946
- 「事略稿本民國三十五年十一月」(數位典藏號: 002-060100-00218-028) 1946